

Renaissance



弁護士法人

愛知総合法律事務所

ル

ネ

サ

ン

ス

2026.1

明 け ま し て お め で と う ご ざ い ま す

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.63



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男

弁護士 西尾 進

弁護士 鈴木秀行

弁護士 尾関栄作

弁護士 檀浦康仁

弁護士 勝又敬介

弁護士 渡邊健司

弁護士 水野憲幸

弁護士 森下 達

弁護士 奥村典子

弁護士 小宮 仁

弁護士 遠藤悠介

弁護士 横井優太

弁護士 服部文哉

弁護士 中内良枝

弁護士 居石孝男

弁護士 深尾 至

弁護士 佐藤康平

弁護士 安井孝侑記

弁護士 加藤純介

弁護士 牧村拓樹

弁護士 田中隼輝

弁護士 小出麻緒

弁護士 長沼寛之

弁護士 西村綾菜

弁護士 松山光樹

弁護士 鈴木智大

弁護士 浅野桂市

弁護士 加藤怜樹

弁護士 浅井 航

弁護士 藤本健太郎

弁護士 黒田雅明

弁護士 藤村 衛

弁護士 森田侑実重

弁護士 清水良恵

弁護士 坪内みなみ

弁護士 河野将磨

弁護士 矢野 葉

弁護士 本田小夏

弁護士 長瀬 慶

弁護士 武藤萌音

弁護士 渡邊拓巳

弁護士 磯部真琴

弁護士 大石達彦

税理士 大橋由美子

税理士 大橋信義

司法書士 佐藤依子

社会保険
労務士 小木曾裕子

社会保険
労務士 大内直子



弁護士 村上 文男

新年あけましておめでとうございます。
本年もよろしく申し上げます。

事務所の拡大と、 弁護士業務の質の向上

愛知総合法律事務所にとって令和八年は、今までにない拡大の年と位置付けています。

まずは事務所弁護士・事務局の増員を図りたいです。

現状では、令和八年四月入所の採用内定修習生は十名です（令和七年十一月時点）。内定修習生の事務所入所はかなり流動的ですが、今年はその振れ幅が小さいのではないかと、ひそかに期待しています。さらには、七十九期生（令和九年四月入所予定者）についても、「攻めの採用」活動をしていきたいです。

弁護士の増員に対応して、事務員の増員もしなければなりません。事務局の採用については、生成AIの仕事領域を増やしつつ、パラリーガル（弁護士補助職）の採用にも力を入れていきたいです。

これからの法律事務所の進むべき道は、リーガルサービスの質の向上です。それは、弁護士、パラリーガル、事務員の質の向上です。弊所では、法科大学院入学者・卒業

者の事務員が数多くいます。また、そういった経歴者と同じ水準で活躍する事務員も、多く在籍してくれています。

事務所の拡大と同時に、リーガルサービスの高品質化を叶えるため、新人弁護士研修、専門弁護士養成のための弁護士研修等にも、力を入れなければなりません。

全国への支所展開の 再スタート

令和七年に開設した支所は一支所でした。今後は、一年間で複数の支所展開を進めていこうと考えています。

令和七年は、多くの負の遺産を整理せざるを得ない、苦しい状況でした。今後、負の遺産の整理を進めると同時に、全国展開のスピードアップを図っていかねばなりません。

現在は、計二十支所体制です（愛知県内十支所、三重県内三支所、岐阜県内一支所、静岡県内二支所、神奈川県内一支所、東京都内一支所、埼玉県内一支所、大阪府内一支所）。

関東圏は東京、横浜、埼玉の三支所のみ

と、寂しい限りです。関東圏の強化は、喫緊の課題です。各支所配属の弁護士を増員しなければと思っています。関西圏では大阪に一支所のみですので、神戸、京都、奈良等への展開を考えています。

さらには、現在展開のない県にも、支所開設をしなければなりません。例えば、東北圏の仙台や、中国、九州圏への進出を構想しています。

お客様と共に未来への夢を。 代表の支援を！

全てに全力集中したいです。事務所の拡大、弁護士業務の高品質化、全国展開のスピードアップ、海外進出の準備活動、新人弁護士の「攻めの採用」活動、事務局研修の充実強化、弁護士研修の強化等、すべてを並行して、実践していきたいです。

実践するのは、事務所員であり、代表弁護士の腕の見せどころです。

ルネサンス読者の皆さんの御支援を得ながら、夢を実現していきますので、代表弁護士に倍旧のご支援をお願い申し上げます。

時代のAI活用

事務所の未来を見据えて

代表弁護士 横井優太



1 生成AIの導入と活用

弊所では、二〇二五年度からMicrosoft 365 Copilot及びGemini with Google Workspaceの法人向けプランを導入しました。

これまで弁護士が一から手作業で行ってきた時系列表・登場人物関係図の作成などの作業の一部を生成AIで代替することにより、事案の把握に費やす時間を短縮する道が開けてきました。また、逐語訳の作成に多大な時間を要していた録音音声データも数分で反訳・要約できるようになり、本当に吟味が必要な事実関係を洗い出すのに役立っています。二〇二六年五月施行予定の改正民事訴訟法の下で電子化された事件記録と生成AIを連携させることができれば、当事者双方が行う主張や立証をリアルタイムで整理し、攻撃防御を集中すべきターゲットを早い段階で捉えることも可能

になるのではないかと期待しています。

生成AIは、弁護士業務の補助として役立つだけでなく、これまで組織の中で蓄積してきたノウハウやヒヤリハット事例を記録したスプレッドシート等一覧表と連携させることにより、過去の体験から有益な洞察を引き出し、これまで見落としてきた事象に光を当てたりする装置としても役立っています。

そこで、二〇二六年度は、生成AIを組織の中に散在する失敗事例やノウハウを統合し、次に生かす装置として活用していくことを目指して参ります。

2 生成AIの普及により見直される実体験の価値

近頃、相手方代理人弁護士不在の示談交渉や調停の席上では、生成AIで自動生成した書面に触れる機会が多くなってきたように感じます。生成AIの利用には様々な利点がある

在する一方で、自動生成された文書は一見して法律文章の体裁を取っているものの、注意深く読んでみると前提となる事実関係の有無や法解釈の妥当性を考慮することなく出力されたものも少なくありません。そのため、自動生成された文書が氾濫すればするほど、作成者の思考過程や実体験の裏付けがないものによって事案の解明や事件の解決から遠ざかってしまっことを危惧しています。

また、AIによる自動化・簡便化が進むにつれて、かえって他では再現することや文書化もできない、アナログな経験や実践を重ねることの価値が増していくのではないかと考えています。

二〇二六年度も弊所所属弁護士一同、地道に事件の解決に取り組み、研鑽を積むことを継続して参ります。

2026年家族法改正

代表弁護士 加藤 純介



あります。我々としても十分に制度上、実務上の変化に関する情報を収集して参りたいと思います。

今回の改正では、「子の生活の安定」に直結する規定も強化されました。父母は、子が自己と同程度の生活を維持できるよう扶養する必要があるという「生活保持義務」が明文化され、さらに養育費の定めがない場合には子ども一人あたり月2万円を「法定養育費」と定めるほか、子ども一人あたり月額8万円を先取特権の対象とするなど、養育費支払の実効性を高めるための制度が整備されました。

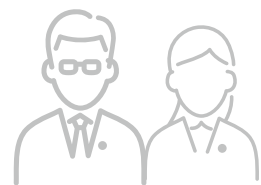
今回の法改正をご不安に思われる方も少なくないと思います。私たち愛知総合法律事務は、当事者となる依頼者自身やそのお子様方に寄り添い、最善の選択ができるよう尽力する所存です。ご不安な点、お困りごとがございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

※本記事内の家族法改正内容については、作成時点での内容で記載しております。今後改正内容が変更になる可能性もあり、常に最新の情報の確認が必要である旨、ご注意ください。

令和8年4月1日を目途に施行が予定されている「民法等の一部を改正する法律」、すなわち家族法の大改正についてご存じでしょうか。この改正は、離婚後の家族のあり方に大きな変化をもたらす可能性があります。

改正の最大の柱は、離婚後の「共同親権」の導入です。従来の「離婚後は単独親権」という原則から一変し、離婚後の親権者を「双方又は一方」と定めることができるようになります。この制度の根幹にあるのは、「子の利益」の追求です。共同親権か単独親権かのいずれかが原則となるものではなくその判断は、子の利益のため、父母と子の関係、その他一切の事情を考慮することとされています。特に、共同親権とすることが、子の利益を害することがあってはなりません。児童虐待が密室で行われることの多い現状、子の安全を最優先できるか、その確実性の担保が新制度運用上、非常に大きな課題です。

子の利益を目指して制定された新制度がかえって子の利益を害することがあってはいけませんが、他方で共同親権は、離婚後の両親の関わり方に大きな変化をもたらし、結果として大きなメリットを生む可能性も



弁護士採用について

副代表弁護士 松山 光樹



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会の情勢は日々複雑に変化し、弊所におきましても現代社会のニーズを的確に捉え、依頼者の問題を解決する体制を築くことが急務となっております。弊所は、事務所理念の実現には終わりが無いと考え、その理念の1つである「進化主義」のもと、変化を恐れず、常に改善をしていくことを目指しています。そのためには、優秀な人材の獲得による事務所の質と規模の拡大が不可欠です。

弊所の弁護士採用では、スピード感をもって機動的に動く「攻めの採用」を積極的に展開し

ております。これは、我々の理念や目標を共有し、共に成長できる人材を、ただ待つのではなく、我々から積極的に見つけ出し、お迎えする姿勢です。

依頼者が求める高い専門性に応えるため、多くの弁護士が集まり、様々な分野に高い専門性を持って対処できる「法律事務所の総合病院化」の実現のためにも、必須な姿勢だと考えております。

社会の変化に伴い、依頼者が求める問題解決も新たな分野がどんどん出てきています。新たに加入する弁護士には、こうした分野にチャレンジ精神を持って取り組み、弊所の成長の強い原動力となっていただきたいと期待しています。

修習生紹介

修習生：吉江実咲さん



令和7年9月26日から令和8年1月9日までの約3か月半の間、弁護士檀浦先生の指導の下、愛知総合法律事務所実務修習をさせていただいております第78期司法修習生の吉江実咲と申します。

拙筆ごあいさつが掲載される頃は実務修習も終

吉江実咲さんは、私が指導弁護士を担当させて頂く5人目の司法修習生で、修習期は78期です。私が58期ですので、ちょうど20年後輩ということになります。非常に熱心に修習に取り組んで頂いています。私も良い刺激をたくさんもらって、初心に帰って、一緒に、依頼者のために悩み、考え、充実した時間を過ごさせて頂いています。

弁護士 檀浦康仁



盤に差し掛かるという時期です。

これまでに私は、民事裁判修習・刑事裁判修習・検察修習を経てきました。そのため、弁護修習で初めて、依頼者の方々の生の声に触れました。依頼者の方々の声に耳を傾けながら、それを法的主張へ変換して紛争の最善の解決を目指すことの難しさを肌で感じながら、日々勉強しております。

愛知総合法律事務所での経験をもとに、無事に修習を終え、良い弁護士になれるよう、残りの日々も精進していきたいと思っております。



裁判所 mints 採用

裁判手続きの変化について

代表弁護士 深尾 至

新型コロナウイルスの感染拡大を機に、民事訴訟手続はデジタル化に向けて大きく変化し、私たち弁護士の働き方にも大きな影響がありました。

ウェブ会議の方法による裁判期日の実施が普及し、また、令和4年4月からは、裁判書類をオンラインで提出するためのシステムであるmints（民事裁判書類電子提出システム）の運用が開始しました。

従来は、当事者双方に訴訟代理人が就いており、双方の訴訟代理人が利用を希望する事件において、mintsを利用して裁判書類をオンラインで提出することができ、また、対象書類は準備書面、書証の写し、証拠説明書といった一部の裁判書類でしたが、遅くとも令和8年5月までに施行される改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の下で、民事訴訟手続が全面的にデジタル化されることになり、これらの扱いが変更されることになりました。

具体的には、当事者本人を含む誰もが、準備書面等の提出だけでなく、訴えの提起や裁判書

類の送達などについて、mintsを利用してオンラインで行うことができるようになりました。さらに、弁護士などの訴訟代理人等には、このようなオンラインによる手続が義務化されることになりました。その他、改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の下では、例えば、一定の要件の下で、証人が裁判所以外の場所に出頭して、ウェブ会議により証人尋問をすることが可能となるなど、全面的なデジタル化により、民事訴訟手続がさらに大きく変化しようとしています。

前述のとおり、弁護士などの訴訟代理人等には、このようなオンラインによる手続が義務化されることになり、法律事務所がこのような民事訴訟手続の変化に適切に対応しなければ、お客様の利益を損なうことにもなりかねません。当事務所では、従来と変わらぬリーガルサービスをお客様に提供するため、全面的なデジタル化に向けた所要の登録・設定の周知徹底を行うなどし、民事訴訟手続の変化に適切に対応してまいります。

大宮事務所

大宮事務所は、主に交通事故事件を中心に、離婚問題や相続、金銭トラブルといった一般民事事件まで、地域の皆様が抱える多様な法的トラブルに幅広く対応しています。

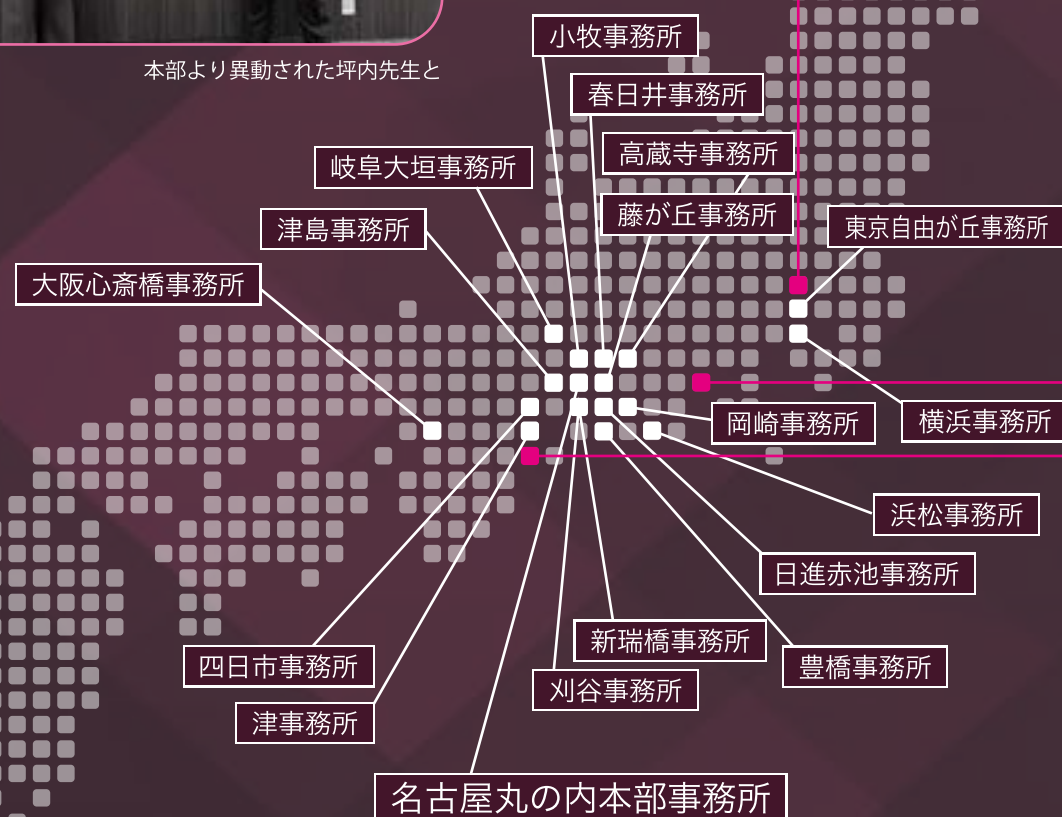
私たちが大切にしていることは、事務所内の「温和で話しやすい」雰囲気です。弁護士・事務局ともに人柄が穏やかで、職位や経験に関わらず、非常にフラットな関係が根付いております。

例えば、事務局から弁護士へ業務上の確認や改善提案を気兼ねなく行えたり、弁護士同士が立場に関係なく事件の方針について知恵を出し合ったりと、日常的なコミュニケーションが活発です。この風通しの良さと密な連携こそが、お客様へのきめ細やかで迅速なサポートの源泉となっています。これからも地域に根差し、皆様が安心してご相談いただける事務所を目指します。

弁護士 藤本健太郎



本部より異動された坪内先生と



静岡事務所

●静岡事務所の雰囲気

3年に渡り静岡事務所を支えてくれた事務局が異動になりました。

戦力ダウンを覚悟しましたが、新たに配属の事務局は勤務歴22年の大ベテラン(単身赴任)・・・！

仕事大好きな元気者で、一人暮らしを満喫しながらパワフルに事務所を支えてくれています。

平均年齢の上がった？静岡は“意気軒高”です！

●主な取扱業務

静岡事務所はおかげさまで5年目、民事・刑事問わず様々なご相談をいただきました。なかでも交通事故案件は多数のご対応をさせていただいており、専門性に磨きをかけています。

これからも“敷居の低い相談所”として、お気軽に相談いただける法律事務所を目指しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務所内のコミュニケーション

先述のように事務局に入れ替えがあり、歓送迎会、また一人暮らしの大ベテラン出現でちょっと一杯…など、飲みに行く機会が増えています。

支部は人数が少ないですので、密なコミュニケーションが必要です。誕生日や記念日など(そっと)確認して、サプライズも大事にしています。

弁護士 鈴木智大



若手弁護士 河野先生と共に

伊勢駅前事務所

伊勢市は弁護士の数が少ないこともあってか、伊勢駅前事務所の所長に就任した令和7年5月以降、民事から刑事まで様々な分野の相談があり、多くの経験を積ませていただいています。

伊勢駅前事務所は弁護士も事務局も全員女性という珍しい支所なこともあり、法律事務所らしい堅苦しい雰囲気はまるでなく、時にはおしゃべりに花を咲かせながら、みんな楽しく仕事をしています。

弁護士 本田小夏



弁護士と事務局一緒にランチタイム

どうする?大災害



緊急時の行動を法的にお答えします

Q アパートが地震で崩れ住めなくなりました。家賃の引き落としはどうなるの？

A それ以降の家賃を支払う必要はありません。

民法上、地震等により賃貸住宅の全部が滅失し住むことができなくなった場合、賃貸借契約は終了するとされています（民法616条の2）。そのため、住めなくなったとき以降の賃料は支払う必要がありません。また、地震等の賃借人の責任でない理由により一部が壊れた場合には、使えない部分に応じて賃料を減額してもらうことができます（民法611条1項）。

[Answer 弁護士 磯部真琴]

Q 地震で家が崩れ、お隣の壁を傷つけてしまいました。修理費用を払わなければいけないのでしょうか？

A 基本的には損害賠償責任を負いません。

しかし、自宅の設置、保存に瑕疵があった場合には損害賠償義務が発生するおそれがあります。自宅などの土地の工作物について、設置や保存の瑕疵によって他人に損害が生じた場合には、原則当該工作物の占有者が損害賠償責任を負います。一方で、当該工作物の占有者が必要な注意義務を果たした時に当該工作物の所有者が損害賠償責任を負います。基本的に、地震等の自然災害によって自宅が崩れたというだけでは、自宅の設置や保存に瑕疵があったとはいえませんが、例外的に地震に対する安全性が極端に低い等の事情があれば、自宅の設置、保存の瑕疵があったとして損害賠償義務を負う可能性もあります。なお、地震等に対する安全性の判断については、災害当時の技術水準や社会通念によって判断されるため、時代によって変化していきます。

[Answer 弁護士 大石達彦]

Q 昨年購入したマンションの共用部分が壊れてました。修繕費は誰が払うの？

A 原則、区分所有者全員が持分割合に応じて負担（管理組合が管理費・修繕積立金から支出）します。

経年劣化や自然災害による破損は、原則として管理組合が修繕積立金や保険で対応します。しかし、居住者や第三者の故意・過失によって破損した場合は、その原因となった人が損害賠償として費用を負担することになります。

[Answer 弁護士 長瀬 慶]

Q 借りているアパートの屋根が台風で壊れた！修繕費用は誰が払うの？

A 修繕費用は原則貸主の負担となります。

原則、賃貸物の修繕義務は賃貸人にあります（民法606条1項）。したがって、賃貸物の修繕費用も賃貸人が負うことになります。例外的に、修繕の必要性について賃借人に帰責事由があるときは、賃貸人が賃貸物の修繕をする必要はありませんが、台風等自然災害によって屋根が損壊したというのは、賃借人に帰責事由はないでしょうから原則通り、賃貸人が修繕費用を負担する必要があります。

[Answer 弁護士 大石達彦]

Q 台風で窓が割れて部屋が水浸し… 退去するとき原状回復義務はある？

A 災害が原因の損傷については、借主は原状回復義務を負いません。

災害が原因で建物が損壊し退去することになった場合、災害が原因の損壊は借主の責任によるものではないので、借主が原状回復義務を負うことはありません。ただし、災害時にできた損傷であっても、借主の不注意が原因と認められるものや、災害に関係なく生じていた通常の使用の範囲外でできてしまった損傷については、災害が原因で退去する場合であっても、借主が原状回復義務を負うことになります。

[Answer 弁護士 武藤萌音]

事務局だより ～災害への備え～



私の住む地域は、揖斐川・長良川に挟まれた輪中地帯にあり、古くから大雨や台風等の際には洪水や浸水等の水害の危険と隣り合わせでした。そのため、防災用品はなるべく自宅倉庫の高い部分に備蓄するようにしています。ライフラインが途絶えても家族が1週間程度賄える飲食物を常備し、半年に1回賞味期限を確認して入れ替えをしています。そのほか、簡易トイレ・発電機・季節ごとの衣料品・日用品等も常備しています。また、自家用車のガソリンは常に半分以上の残量にしておくよう心がけています。

以前、防災士の資格を取得しましたので、災害発生時、自助・共助・公助の連携や協力も率先して行動できるような地域防災に努めたいと思っています。

事務局 小林



Q 台風の影響で支払代金の振込に遅れてしまいました！遅延損害金も請求されていますが台風のせいなら免除してもらえますよね？

A 原則、免除されません。

民法419条3項は、金銭債務の遅延損害金について不可抗力（災害）を抗弁にできないと定めています。もっとも、例外として①政府の支払猶予令など特別立法、②契約で災害時の遅延損害金免除を明記した特約、③被災者債務整理ガイドライン等に基づく金融機関の自主的措置がある場合もあります。

[Answer 弁護士 長瀬 慶]

Q 大雪で電車がストップ… 会社に行けず休んだ分の給料は支払われますか？

A 原則、支払われません。

給料は労働の対価であるため、労働をしていない以上給料は原則支払われません。

労働基準法26条では、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と定められています。

しかし、災害それ自体は不可抗力であるため、「使用者の責に帰すべき事由」にはあらず、このような手当ても発生しないと考えられます。

[Answer 弁護士 渡邊拓巳]

Q 災害を理由に解雇・懲戒処分されることはありますか？

A 原則としてありません。

労働契約法上は、災害が発生した場合でも、①それにより会社経営に支障が生じる等合理的な理由が存在するか（客観的合理的理由の有無）、②希望退職者を募ったり、配置転換等により解雇を避ける努力を行ったか（社会通念上相当性）等の点から、解雇が無効とならないかが判断され、解雇には高いハードルがあります。

また、災害は不可抗力なため、労働者の責めに帰すべき事由ではなく、そのみをもって懲戒処分を行うことはできないと考えられます。

[Answer 弁護士 渡邊拓巳]

Q ペットと一緒に避難したい！法的に制限はある？

A 法的に制限はありませんが、避難所のルールに従い、周りへの配慮が必要です。

災害時にペットを連れて避難することに法的な制限はなく、むしろ、「人とペットの災害対策ガイドライン」では、ペットと同行避難することが推奨されています。ただし、避難所ではペットが入れる場所など避難所のルールに従う必要があります。また、避難所には動物アレルギーを持つ人や動物が苦手な人もいるので、その方たちへの配慮も忘れてはいけません。

[Answer 弁護士 武藤萌音]

Q 契約書を水没させてしまいました。契約って無効になっちゃいますか？

A 基本的には契約の効力は失われません。

売買や賃貸借など多くの契約は、当事者間の合意があれば成立するため、契約書がなくなっても契約の効力が失われるわけではありません。しかし、契約書は、契約の事実やその内容を証明する証拠として重要な意味を持ちます。そのため、契約書がなくなると、後に契約に関する争いがあった場合に、契約の事実や内容を立証できないリスクを負うことになってしまいます。

[Answer 弁護士 磯部真琴]

非常食・水分は家族3人×5日分を備えています。また非常食ではビタミン不足になりやすいと聞き、普段から飲んでいる野菜ジュースはストックを多めに備えています。

我が家には愛猫がいるので、猫のごはん・おやつ、トイレ砂、ポータブルケージの他、ハーネスを付ける練習をたまにしています。

この記事を書くにあたり、久々に非常食の点検をしたら期限ギリギリが多数だったので、これからは定期的に見直さなくちゃ、と反省しました。

事務局 槇野



高校生 インターンシップ i n t e r n s h i p



弊所では、高校生インターンシップを実施いたしました。

学生の皆様には、窃盗や麻薬の裁判を傍聴していただき、人定質問から被告人質問まで、実際の厳粛な司法の現場に触れていただきました。

さらに、弊所の弁護士3名との模擬裁判にも挑戦していただきました。学生の皆さんには裁判官役を務めてもらい、原告・被告・証人役から聞き取った情報を基に、最後の判決まで主体的に判断を下されました。冷静に事実を整理する学生の皆様の真剣な学びの姿勢は、私たち職員にとっても大きな刺激となりました。

当事務所として、今後も未来を担う世代への教育貢献を大切にしていきたいと考えています。

元裁判官や元検事の経験を持つ弁護士をはじめ、複数の弁護士から法曹界を目指したきっかけや、仕事のやりがいについてのお話を聞いていただきました。さらに、社会保険労務士ともお話いただき、法律専門職の幅広さや役割について理解を深めていただけたかと思います。また、座学だけにとどまらず、国の重要文化財に指定されている名古屋市政資料館を訪問し、司法の歴史について学び、過去の裁判制度や法制度の変遷に触れることで、法律が社会に果たしてきた役割を実感していただきました。

インターン生の皆さんの物事を学ぶ姿勢や考え方から、私たち自身も多くの気づきを得ることができました。生徒の皆さんの積極的な参加、そして関係者の皆様のご協力に心から感謝いたします。

インターンシップ担当事務局

編集後記

新年あけましておめでとうございます。ルネサンス2026年新年号をお読みいただき、ありがとうございます。

Editor's note

2025年は、AI技術が一層発展し、画像生成や文章作成など、日常のさまざまな場面で活用が進んだ一年でした。私たちの生活の中でも「AI」という言葉がより身近になったと感じます。

現在、弊所の経営理念である「進化主義」に基づき、これまでのルネサンスとは異なる新しい雰囲気でお届けできるよう検討中です。今後も変化を恐れず、常により良い形を模索し続ける姿勢を大切に、これからも皆様に有益な情報を発信してまいります。

2026年が皆様にとって実り多い一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしく願っています。

ルネサンス編集委員一同

事務所業務のご案内

令和8年1月5日(月)
より
業務開始
いたします。



弁護士法人

愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277 (代表) FAX.052-971-7876

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

無料法律相談専用回線

TEL.050-1780-5321 受付時間:午前9時30分～午後5時30分

